

旅行条件書

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、十人十旅(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます)を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各ツアーごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行の部)」によります。

2. 旅行の申込み方法及び契約の成立

(1)当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部または全部として取り扱います。(3)に定めた旅行契約成立前にお客様がお申込を撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。
(2)当社は電話、郵便、ファクシミリ等による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して 3 日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

旅行代金	3 万円未満	3 万円以上 6 万円未満	6 万円以上 10 万円未満	10 万円以上
お申込金	6,000 円	12,000 円	20,000 円	代金の 20 %

(3)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
(4)お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、契約の申込み時にお申し出ください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。お客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
(5)当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡しします。
(6)契約書面に、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」といいます)を旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面をお渡しする場合があります。

3. 申込条件

(1)20 才未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(4)お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
(7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
(8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
(9)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担になります。
(10)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(11)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金のお支払い

(1)旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目に当る日より前にお支払いいただきます。但し、本項の 14 日目に当たる日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金の適用

(1)こども料金の設定がある場合、特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上(航空機利用ツアーは満 3 歳以上)12 歳未満の方は、こども代金となります。
(2)旅行代金は各ツアーごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

6. 旅行代金に含まれているもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、 宿泊費、食事代、観光料金(入場・拝観・ガイド等)、旅行取扱料金及び消費税等諸税。
(2)添乗員が同行するツアーでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれていないもの

(1)第 6 項の他は、旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
イ. 旅行日程中の“フリータイム”“自由行動”“各自で”“お客様負担”等と記載されている区間の交通費等諸費用
ロ. 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
ハ. クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
ニ. 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等
ホ. お一人部屋を使用する場合の追加代金
ヘ. 希望者のみ参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行や食事サービス)の代金
ト. お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)

8. 旅行内容の変更

(1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の変更

(1)当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算して 15 日目に当る日より前にお客様にその旨を通知します。
(2)第 8 項の事由により旅行内容を変更(運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものは除きます)されたことによって、旅行の実施に要する費用が増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料、その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
(3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10. お客様の交待

(1)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、手数料(お一人様につき 1,080 円)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等を発行している場合には、別途再発行に関わる費用を請求する場合があります。)

11. お客様による旅行契約の解除

<旅行開始前>

(1)お客様はいつでも、以下の表でに定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、表でいう取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいたときを基準とします。

取消日(旅行開始日の前日から起算して)	キャンセル料
21 日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあつては 11 日目)	無料
20 日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあつては 10 日目)	旅行代金の 20%
7 日前にあたる日以降の解除	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

(2)お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
イ. 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第 18 項に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
ロ. 第 9 項に基づいて旅行代金が増額されたとき。
ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
ニ. 当社が、お客様に対し第 2 項で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
(3)当社は、本項により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金) 全額を払戻しいたします。
(4)お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合、お客様が当初の旅行契約を解除し、新に旅行契約をお申込みいただくことになります。この場合当社は本項(1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

<旅行開始後>

(1)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

